

公立大学法人山梨県立大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針

公立大学法人山梨県立大学は、学生一人ひとりの人権を尊重し、障がいの有無や程度によって分け隔てることなく、能力と修学意志を持つ障がいのある学生を受け入れ、修学のために必要かつ適切な支援を積極的に行うため、次のとおり基本方針を定めます。

平成28年3月30日

- 1 障がいのある学生が、障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会の確保に努めるとともに、高等教育機関としての教育の質を維持します。
- 2 本学への障がいのある進学希望者や学内の障がいのある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を公開します。
- 3 権利の主体は障がいのある学生本人にあることを踏まえ、当該学生に係る合理的配慮等の決定プロセスにおいては、当該学生の意見表明権を保障するとともに本人との調整を行います。
- 4 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験や成績評価などの合理的配慮を行います。
- 5 大学全体として専門性のある支援体制の確保に努めるとともに、障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるようキャンパスのバリアフリー化に配慮します。